平成２９年（フ）第１８号
埼玉県上尾市大字原市246番地２　メゾン原市102
債務者　鈴木　　稔
１　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
埼玉県比企郡吉見町大字御所251番地52
債務者　齋藤　静江
１　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５０号
埼玉県深谷市萱場７番13号
債務者　竹端　麻衣
１　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６５号
埼玉県本庄市児玉町児玉2426番地　マルニコーポＢ棟106号
債務者　門倉　裕子
１　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４８号
新潟県長岡市堤町１番39号　コーポ蒼柴101号室、前住所新潟県長岡市与板町東与板13番地２
債務者　藤澤　成晃
１　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
新潟県長岡市南町２丁目３番16号　城南ハイツ401号室
債務者　五十嵐則行
１　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
新潟県柏崎市穂波町６番２号、前住所新潟県柏崎市西本町３丁目19番26号
債務者　今井　昭夫
１　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
新潟県柏崎市穂波町６番２号、前住所新潟県柏崎市西本町３丁目19番26号
債務者　今井ゆかり
１　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６号
北九州市小倉南区下曽根４丁目３番５―702号
債務者　澤村　弥生
１　決定年月日時　平成29年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１９号
岐阜県安八郡神戸町大字落合517番地
債務者　伊藤　直美
１　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
山口県光市島田６丁目15番６号　グレイス光Ｂ棟102号、前住所神奈川県横浜市南区永田みなみ台１番５―517号
債務者　霜多　伸司
１　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３７３号
愛知県安城市井杭山町高見１番地２　エスペランサ石川303
債務者　タダクマ塗装こと　多田隈慎二
１　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２１０４号
札幌市中央区円山西町１丁目６番９号
破産者　株式会社クレオ・ムイナス
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３８号
札幌市東区北25条東７丁目２―20北園マンション１Ｆ
破産者　有限会社小島食品
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3349番地９
破産者　髙橋　義雄
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６８号
埼玉県草加市青柳６丁目３番６号
破産者　有限会社アシタバプロ
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
静岡県駿東郡清水町伏見185番地の１
破産者　東部青果商事株式会社
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係